

令和 7 年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、令和 7 年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 県は、高知県を訪れる海外観光客の増加を図るため、高知龍馬空港を発着する国際チャーター便等の運航及び地上支援業務を行う事業者が、国際線受入業務の円滑な実施のために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書に知事が定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書が、審査の上、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該決定の内容を別記第 2 号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに

該当すると認めるときを除く。

- (1) 本県において県税の滞納があること。
- (2) 別表第2に掲げるいずれかに該当すること。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払の請求)

第7条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の一部について、概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。また、補助事業者は、令和8年3月15日までに補助金の全部について概算払を受けるために、同年2月末の実績に基づき、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(補助金の交付の決定の変更)

第9条 知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第5号様式による交付決定変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第6号様式による実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第

1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第 7 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 知事は、前条の実績報告書を受領し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 8 号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第 5 条又は第 9 条の規定により通知した補助金交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助事業の調査等)

第 12 条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

(関係書類の保管)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、第10条第3項及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助事業	補助対象経費（※1）	補助金の額	
			補助率	上限
地上支援業務実施事業者	高知龍馬空港を発着する国際チャーター便等運航時の地上支援業務事業	地上支援業務を行う人材の受入れ及び雇用に必要となる経費。ただし、国際チャーター便受入手数料で充当されるべき人件費相当額（※2）を差し引く。	定額（※3）	当該経費に相当する額又は 42,076,000 円のいずれか低い額
航空会社	高知龍馬空港を発着する国際チャーター便等運航時の航空保安警備業務事業	航空保安警備業務を行うために必要となる経費のうち、最低保証時間から実業務時間を差し引いた人件費相当額	定額	当該経費に相当する額又は 11,970,000 円のいずれか低い額

※1 なお、補助事業者の責めに帰さない事情による欠航・減便・運休時に発生する最低保証料のうち、知事が認める経費については補助対象とする。

※2 派遣人材が地上支援業務に従事した時間数に 1,463 円を乗じた額

※3 運航日によらず高知龍馬空港に常駐することを前提に受け入れる人材（常駐派遣者）については、1/2 補助とする。ただし、研修期間中は除く。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所 〒

事 業 者 名

代表者氏名

生 年 月 日

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付申請書

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

(単位：円)

必要経費	差し引くべき人件費相当額	補助金交付申請額

2 添付書類

- ・事業実施計画書
- ・補助対象経費の根拠となる見積書
- ・県税の滞納がないことを証する証明書
(申請日の3月前までに県税事務所で発行されたもの)

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙

事業実施計画書

1 国際チャーター便等の運航予定

[illegible]

2 事業内容及び補助金額の積算

地上支援業務	人材派遣会社等： 派遣及び雇用人数： 積算： (1) 人材の受入及び雇用に要する経費 円 (2) 差し引くべき人件費 時間（派遣予定時間数）×1,463 円＝ 円 (3) 補助金交付申請額 (1) - (2) = 円（千円未満切捨て）
航空保安警備業務	人数： 保安検査場 名 預入手荷物検査 名 機側警備 名 最低保証時間： 時間 積算： (1) 最低保証時間から算出した人件費 円 (2) 実業務時間から算出した人件費 円 (3) 補助金交付申請額 (1) - (2) = 円（千円未満切捨て）

第2号様式（第5条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請がありました令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金については、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。
補助金額 金 円
- 2 補助対象事業に係る手続については、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱その他関係法令に定めるところに従わなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金概算払請求書

金 円也

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定通知がありました補助金の概算交付を令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
事業所名
代表者名

別紙

事業実績報告書（令和 年 月末時点）

1 国際チャーター便等の運航実績

[illegible]

2 事業内容及び補助金額の積算

地上支援業務	人材派遣会社等： 派遣及び雇用人数：①実績（令和 年 月～令和 年 月） ②予定（令和 年 月～令和 年 月） 積算： （１）人材の受入及び雇用に要する経費 ①実績（令和 年 月～令和 年 月） 円 ②予定（令和 年 月～令和 年 月） 円 <u>計</u> 円 （２）最低保証料 円 （３）差し引くべき人件費 時間（派遣予定時間数）×1,463 円＝ 円 （４）今回請求額 （１） ＋ （２） － （３） ＝ 円（千円未満切捨て）
航空保安警備業務	①実績（令和 年 月～令和 年 月） ②予定（令和 年 月～令和 年 月） 人数：保安検査場 (実績) 名 (予定) 名 預入手荷物検査 (実績) 名 (予定) 名 機側警備 (実績) 名 (予定) 名 最低保証時間： 時間 積算： （１）最低保証時間から算出した人件費 (実績) 円 + (予定) 円 = 円 （２）実業務時間から算出した人件費 (実績) 円 + (予定) 円 = 円 （３）今回請求額 （１） － （２） = 円（千円未満切捨て）

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
事 業 者 名
代表者氏名

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定通知がありました補助金を下記のとおり変更
したいので、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第8条の
規定により申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
増 減 額	金	円

3 添付書類

- ・事業実施計画書
- ・補助対象経費の根拠となる見積書

別紙

事業実施計画書

1 国際チャーター便等の運航予定

[illegible]

2 事業内容及び補助金額の積算

地上支援業務	人材派遣会社等： 派遣及び雇用人数： 積算： (1) 人材の受入及び雇用に要する経費 円 (2) 差し引くべき人件費 時間（派遣予定時間数）×1,463 円＝ 円 (3) 補助金交付申請額 (1) - (2) = 円（千円未満切捨て）
航空保安警備業務	人数： 保安検査場 名 預入手荷物検査 名 機側警備 名 最低保証時間： 時間 積算： (1) 最低保証時間から算出した人件費 円 (2) 実業務時間から算出した人件費 円 (3) 補助金交付申請額 (1) - (2) = 円（千円未満切捨て）

第5号様式（第9条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定の変更申請がありました補助金については、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増 減 額	金	円

第6号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
事 業 者 名
代表者氏名

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定がありました事業の完了実績について、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

（単位：円）

必要経費	差し引くべき人件費相当額	補助金額

2 添付書類

- ・事業実績報告書
- ・運航実績、勤務実績、地上支援業務又は航空保安警備業務を行う事業者への支払を証明する書類、及びその他経費の支出を証明する書類別紙

実績報告書

1 国際チャーター便等の運航実績

[illegible]

2 事業内容及び補助金額の積算

地上支援業務	人材派遣会社等： 派遣及び雇用人数： 積算： (1) 人材の受入及び雇用に要する経費 実績（令和 年 月～令和 年 月） 円 (2) 最低保証料 円 (3) 差し引くべき人件費 時間（派遣予定時間数）×1,463 円＝ 円 (4) 今回請求額 (1) + (2) - (3) = 円（千円未満切捨て）
--------	---

航空保安警備業務	人数： 保安検査場 名 預入手荷物検査 名 機側警備 名 最低保証時間： 時間 積算： （１）最低保証時間から算出した人件費 実績（令和 年 月～令和 年 月） 円 （２）実業務時間から算出した人件費 円 （３）今回請求額 （１）－（２）＝ 円（千円未満切捨て）
----------	--

第7号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
事 業 者 名
代表者氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税については、下記のとおり報告します。

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）

第8号様式（第11条関係）

高知県指令 高知交政第 号

令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金の額の確定通知書

補助対象事業者名

令和 年 月 日付け第 号で実績報告がありました補助金については、令和7年度高知県国際チャーター便受入体制強化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

補助金の額 金 円